

受付番号： 2016-1-825

課題名： CT 画像の3次元再構生像を利用した骨盤骨の年齢推定に関する研究

1. 研究の対象

2009年4月～2017年3月に、東北大学オートプシー・イメージングセンターにて CT 撮影された法医解剖症例

2. 研究目的・方法

骨盤骨は、性差・年齢の推定に有効な部位として知られている。とりわけ性差が顕著に現れる部位であり、身元不明の遺体の個人識別、すなわち性別判定として利用されることが多い。一方、骨盤骨の加齢変化は、30歳代までの若年層までは顕著であるが、それ以上の高齢者では小さい。それ故、高齢者の年齢推定法が求められている。そこで、法医解剖前 CT 画像を使用して、年代ごとの平均的骨盤骨モデルを構築し、これらを比較して検出される形状と加齢変化について検討する。実際の骨計測には、多数の骨組織を保管するスペースを確保と保存環境も重要となってくるが、コンピュータ画面上で画像を操作することで、このような解析が実施できることは有用である。

主となるデータ解析は岩手医科大学にて実施される。岩手医科大学に保管されている画像データに加えて、東北大学医学系研究科に併設されているオートプシー・イメージングセンターにて撮影された全 1700 例の既に連結可能匿名化された CT 画像データにより詳細な解析を行う。解析の方法は、独立ワークステーションを使用して、各年代の骨盤骨に関して 20 から 70 歳代まで、10 歳ごとの平均的 3 次元モデルを構築する。その上で、加齢に伴い変化する骨盤上の複数の解剖学的部位、またはランドマークを主成分分析により抽出する。研究期間は 2015 年 8 月から 2019 年 3 月までである。

3. 研究に用いる試料・情報の種類

CT 画像データ

4. 外部への試料・情報の提供

岩手医科大学へのデータの提供は、特定の関係者以外がアクセスできないようにパスワードでロックした HDD を郵送します。対応表は、当センターの研究責任者が保管・管理します。

5. 研究組織

岩手医科大学 琵琶坂 仁

東北大学 臼井 章仁

6. お問い合わせ先

本研究に関するご質問等がありましたら下記の連絡先までお問い合わせ下さい。

ご希望があれば、他の研究対象者の個人情報及び知的財産の保護に支障がない範囲内で、研究計画書及び関連資料を閲覧することが出来ますのでお申出下さい。

また、試料・情報が当該研究に用いられることについて患者さんもしくは患者さんの代理人の方にご了承いただけない場合には研究対象としますので、下記の連絡先までお申出ください。その場合でも患者さんに不利益が生じることはありません。

照会先および研究への利用を拒否する場合の連絡先：

980-8575

仙台市青葉区星陵町2-1

東北大学大学院 医学系研究科 画像解析学分野

臼井 章仁

022-717-8683

研究責任者：

東北大学大学院 医学系研究科 画像解析学分野

臼井 章仁

研究代表者：

岩手医科大学 法医学講座

琵琶坂 仁

◆個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先

保有個人情報の利用目的の通知に関する問い合わせ先：「6. お問い合わせ先」

※注意事項

以下に該当する場合にはお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の1(3)>

- ①利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ②利用目的を容易に知り得る状態に置くこと又は請求者に対して通知することにより、当該研究機関の権利又は正当な利益を害するおそれがある場合

◆個人情報の開示等に関する手続

本学が保有する個人情報のうち、本人の情報について、開示、訂正及び利用停止を請求することができます。

保有個人情報とは、本学の役員又は職員が職務上作成し、又は取得した個人情報です。

1) 診療情報に関する保有個人情報については、東北大学病院事務部医事課が相談窓口となります。詳しくは、下記ホームページ「配布物 患者さまの個人情報に関するお知らせ」をご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学病院個人情報保護方針】

<http://www.hosp.tohoku.ac.jp/privacy.html>

2) 1)以外の保有する個人情報については、所定の請求用紙に必要事項を記入し情報公開室受付窓口へ提出するか又は郵送願います。詳しくは請求手続きのホームページをご覧ください。（※手数料が必要です。）

【東北大学情報公開室】

<http://www.bureau.tohoku.ac.jp/kokai/disclosure/index.html>

※注意事項

以下に該当する場合には全部若しくは一部についてお応えできないことがあります。

<人を対象とする医学系研究に関する倫理指針 第6章第16の2(1)>

- ① 研究対象者等又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
- ② 研究機関の研究業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
- ③ 法令に違反することとなる場合